

# 藤の台オリオールズ野球クラブ 会則

平成 26 年 1 月 12 日制定

平成 26 年 12 月 21 日改定

平成 28 年 1 月 24 日改定

平成 29 年 1 月 29 日改定

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 球団名は「藤の台オリオールズ野球クラブ」とする。

(チーム構成)

第 2 条 球団は以下のチームで構成する。

- (a) 男子中学部 (チーム名：藤の台)
- (b) 女子中学部 (チーム名：オリオールズレディース)
- (c) 男子小学部 (チーム名：町田ツインズ)
- (d) 女子小学部 (チーム名：オリオールズレディース)

(所属支部)

第 3 条 町田市少年野球連盟に加盟し、忠生支部に所属する。

(活動年度)

第 4 条 本球団の活動年度は毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

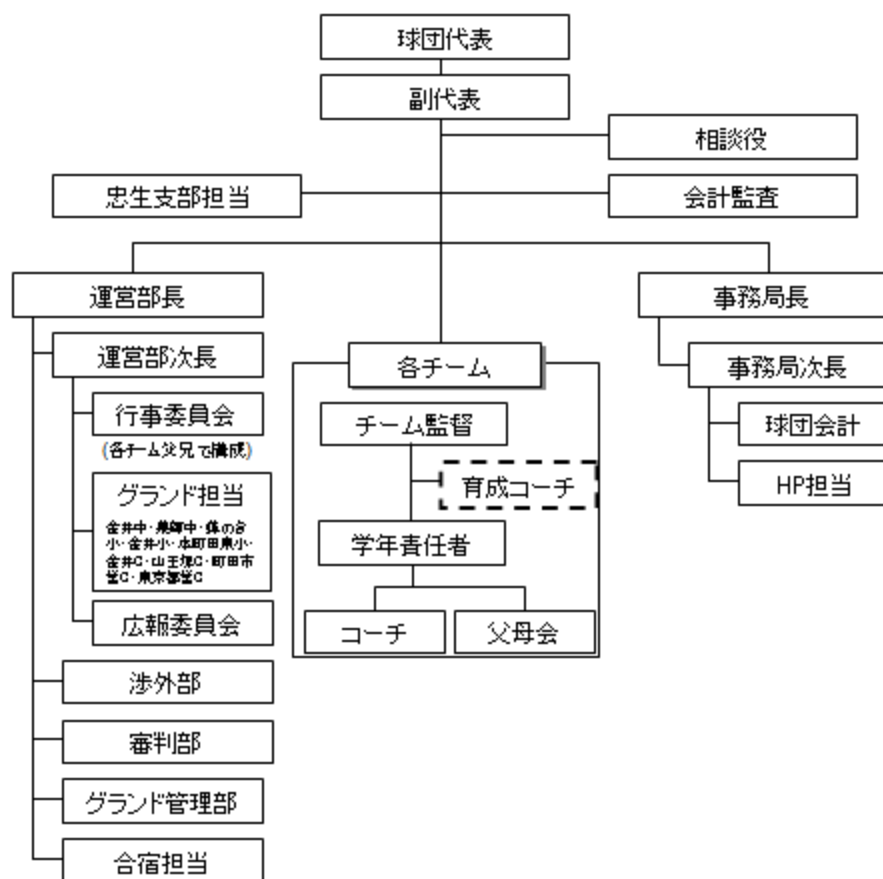
## 第 2 章 基本方針

「藤の台オリオールズ野球クラブ」は、野球というスポーツを通して子供達の心身の健全な育成を計り、「野球の面白さや楽しさ」を教え、その上で「上達の厳しさ」や「陰の努力の大切さ」を諭し、その集大成の「勝つことの喜び」をも伝えることを重要な目的としている。そして、その目的の達成のために、球団の指導者は、野球の「伝導者」としての意識と情熱を高く掲げ、たゆまない研究心をもって子供達と一緒に歩み、その道の先にある「優勝」という、一チームだけに与えられる栄冠を目指すことを目標とする。

## 第3章 組織・役員

(組織構成)

第1条 球団の組織構成は下図の通りとする。特に球団代表、球団副代表、忠生支部担当、運営部長、事務局長、渉外部長を「フロント」組織と定義する。



※尚、運営委員会の設置について、2015年度以降、検討協議を行うこととする。

(球団役員任期)

第2条 球団代表の任期は2年、その他の役員任期は1年とするが、球団総会にて信任を得ることで任期を延長できる。

(球団役員任務)

第3条

第1項 球団代表 (1名)

※2014年度は移行措置とし共同代表として2名の体制とする。

(a) 球団運営の最高責任者であるとともに各チームの総監督である。

- (b) 町田市少年野球連盟に対する代表であり、必要に応じて連盟の役員を務める。
- (c) 各チームの年間活動計画（指導方針・試合日程等）の承認を行う。
- (d) 町田市少年野球連盟の各種会議及び、忠生支部会議へ球団責任者として出席する。
- (e) 各チームの運営状況を定期的に確認し必要であれば指導、助言を行う。
- (f) 各チームへ必要と判断された場合は育成コーチを設置する。
- (g) 必要に応じ臨時役員会議、臨時球団総会を開催する。

## 第2項 球団副代表（複数名）

※2014年度は設置しない。2015年度以降は球団副代表を設置する。

- (a) 球団が効率的・効果的に活動出来るよう球団代表を補佐する。
- (b) 各チーム監督及び学年責任者と連携を密にし、チーム運営が効率的・効果的に進められるように支援する。
- (c) 合宿担当、グラウンド担当及び球団イベント担当と連携を密にし、球団運営が円滑に進められるように支援する。

## 第3項 相談役（若干名）

球団運営について、必要に応じて代表を補佐し、代表が判断に迷うことがあった場合、意見することが出来る。

## 第4項 忠生支部担当（1名）

球団の代表として忠生支部会議に出席し、支部・連盟とのつなぎ役として、球団運営が円滑に進められるような役割を担う。

## 第5項 会計監査（1名）

定期的に会計事務を監査し(12月)、その結果を定期総会において報告する。

## 第6項 運営部長（1名）、運営部次長（1名）

審判部・グラウンド管理部・合宿担当・行事委員を統括し、円滑な運営が出来るよう配慮する。

## 第7項 審判部（1チームにつき2名以上）

- (a) 審判部長は、審判部を統括し、球団内審判講習会を主催する。
- (b) 審判部長は、公式試合における審判の派遣要請に対し、審判部員の人選対応を行う。
- (c) 審判部部員は、公式戦における審判を担当する。

第8項 グラウンド管理部長（1名）

- (a) 学校グラウンド担当から情報を収集し、球団で使用する練習グラウンドのチーム割当を行い、グラウンドスケジュールを定期的にホームページへアップする。
- (b) 公営グラウンド抽選によるグラウンドの確保を担当する。
- (c) グラウンド担当者との連携を密にし、グラウンド使用が円滑に行えるよう配慮する。
- (d) グラウンド利用カードの管理及びグラウンド運営費の管理を行う。

第9項 事務局長（1名）、事務局次長（1名）

- (a) 球団総会、フロント会議及び役員会議の運営を行う。
- (b) 必要に応じて会則の改定を行い球団総会にて承認を得る。
- (c) 重要な審議事項については議事録を作成し保管する。
- (d) 球団所属部員の名簿管理を行う。

第10項 会計（1名）

- (a) 役員会にて次年度予算案の立案を行い審議し球団総会にて承認を得る。
- (b) 定期的に収支状況を確認し役員会へ報告を行う。
- (c) 当該年度予算の実行管理を行う。
- (d) スポーツ保険業務を統括・遂行する。

第11項 グラウンド担当（金井中、薬師中、藤の台小、金井小、本町田東小、金井グラウンド、山王塚グラウンド、公営グラウンド）

- (a) 各小中学校の校庭開放委員として定期的に開催される委員会へ出席する。
- (b) 学校グラウンドの使用計画を球団グラウンド担当へ報告する。
- (c) 金井グラウンド担当は、グラウンド確保の上、グラウンド管理部長へ結果を連絡する。
- (d) 山王塚グラウンド担当は、抽選会が円滑に行え、グラウンドが確保できるよう各種調整を行う。

第12項 合宿担当（幹事：1名、補佐：2名）

- (a) 球団で実施する夏合宿の企画（実施場所、スケジュール、予算編成）を行い、役員会議で承認を得る。
- (b) 合宿前に合宿説明会を実施し指導者及び父母会へ実施計画の説明を行う。
- (c) 合宿期間中は各チームと連携し円滑な活動が行えるよう各種調整を行う。
- (d) 合宿終了後に収支状況を各チーム及び役員へ報告し承認を得る。

第13項 ホームページ担当（幹事：1名、補佐：1名）

- (a) 球団ホームページの維持及び管理を行う。
- (b) 新たなコンテンツ作成に関する提案を行う。

第14項 広報担当（広報部長：1名、補佐：若干名）

- (a) 年間の幼稚園及び小学校における勧誘スケジュールを策定する。
- (b) 勧誘に使用する配布用ビラの内容の検討及び作成を行う。
- (c) 父母会と協力し勧誘活動を実施する。

第15項 行事委員（委員長：1名、委員：各チーム数名）

- (a) 球団行事の企画・運営を行う。
- (b) 地域イベント（金井祭り等）参加の企画・運営を行う。

第16項 監督（各チーム1名）

- (a) チーム運営の責任者でありチームの年間活動計画（指導方針・試合日程）を策定し、チーム目標を掲げ、効果的・効率的にチーム運営を行う。
- (b) 定期的にチーム内コーチと育成指導に関する打ち合わせを実施する。
- (c) 育成総括責任者と連携を密にし、チーム運営を実施する。
- (d) 試合采配の全責任を負う。

第17項 学年責任者（各学年に1名）

- (a) チームが効率的・効果的に活動できるよう監督を補佐する。
- (b) 父母会との連携を密にし、チームの運営を実施する。
- (c) チーム指導者の統制を行う。
- (d) 中学部においてはチーム構成の人数を勘案し、必要であれば学年毎に1名の学年責任者を配置する。
- (e) 選手、指導者、父母会担当のスポーツ保険の入会の手続きについて、球団会計担当と連携し、十分な配慮を行う。

第18項 育成コーチ（各チーム1名または2名）

※球団代表の判断により設置することができる。

- (a) チームが効率的・効果的に活動できるよう監督を補佐する。
- (b) 監督、学年責任者及びコーチとの連携を密にし、チームの運営を補佐する。
- (c) チームの育成指導方針を提案する。

第19項 父母会役員（各チーム2名程度）

- (a) 監督及び学年責任者と連携しチームを父母の立場からサポートする。
- (b) 各チームにおける父母会の運営（父母会費の徴収・管理、チーム遠征時の対応、試合の応援等）を行う。

第20項 渉外部長（1名）

(a)渉外部長は、町田市連盟、団地大会以外の他連盟、他チームとの交渉事を行う。

(球団事務所)

第4条 球団事務所は球団代表宅に置く。

## 第4章 球団総会・役員会議

(総会構成員)

第1条 球団総会は、本クラブの最高の議決機関であって、役員、役員以外の指導者及び父母をもって構成する。

(総会開催時期)

第2条 球団総会は、定期総会を12月に実施する。

第3条 球団総会以外に球団運営にとって重要な審議事項が生じた場合は、球団代表が臨時総会を招集する。

(総会の成立と議決)

第4条 チーム所属の家庭数の半数の出席(委任状を含む)をもって会の成立とし、この内の過半数の賛成をもって議決とする。

第5条 欠席者の委任状は、議長に一任される。

(総会開催内容)

第6条 当該年度の活動報告、次年度の活動方針の決定、会則の改定、新役員の選出、チーム編成、会計報告(実績と計画)及びその他球団審議事項の決議を行う。

(役員会議)

第7条 毎月第二土曜日に球団代表が招集し、各チームの課題の共有と検討、重要事項の検討、各種連絡などを行う。

第8条 球団代表、球団副代表、忠生支部担当、運営部長、事務局長、会計担当、各チーム(監督、育成コーチ及び学年責任者)の参加を必須とする。また、球団代表の判断により、必要に応じて他の役員も出席する。

## 第5章 チーム編成

男子中学部、女子中学部及び女子小学部のチーム編成は各部において検討を行い役員会議にて最終決定する。男子小学部においては6年、5年、4年、3年以下の計4チー

ム編成を基本とするが、以下(1)～(3)の事項に該当する場合は例外措置を取り、複数の学年にてチームを編成する。例外的なチーム編成の必要性が生じた場合は役員会議にてチーム編成案を作成し、役員会議において最終決定する

- (1)最上位学年の人数が揃わない場合は最上位学年を最優先にチーム編成を行う。
- (2)最上位学年以外においてチームを運営する上で人数が揃わない場合は、人数が揃わない学年が上の学年へ統合されることを基本とする。
- (3)下級生であっても上級学年での育成が必要と判断された場合は、個人単位でチームを移動することが有り得るが、最終的には役員会議にて決定する。

## 第6章 会則の改定

会則の改定は、球団総会に付議し役員及び父母の出席者の過半数の賛成を得て変更することができる。

## 第7章 入部・退部・休部

(手続き)

第1条 入部・退部・休部希望者は、別に定める申込書を球団に提出する。

(中体連への入部について)

第2条 男子中学部及び女子中学部においては中体連（野球部、陸上部、テニス部等の中学校における部活動）への入部を許可する。中体連の野球部へ入部する場合は、別紙「中体連・野球部との両立について」に従うこととする。

## 第8章 球団部費

(会計年度)

第1条 会計年度は1月から12月までとし予算の編成及び実行管理を行う。

(球団部費の徴収方法)

第2条 球団部費は、1,700円/月とする。

- (a)1年分20,400円を1月下旬に徴収する。
- (b)途中入部者は、入部翌月より12月までの月数分を徴収する。途中退部者への部費の返金を行わない。
- (c)小学1年生以下は徴収を行わない。但し、スポーツ保険代のみ徴収する。
- (d)中学1年生においてはその他の準備費用が多く発生することから、前期(1月末)、後期(7月末)にそれぞれ球団部費の半額を徴収することとする。

(球団部費の使途)

第3条 球団部費は主に球団指定の大会参加費、ボール代、用具費、グラウンド使用料及び会議費などに使用する。予算案については会計担当にて作成し球団総会にて決議を得る。

(集金方法)

第4条 各チームの学年責任者が集金し会計担当へ提出する。

## 第9章 傷害保険

毎年3月末までに4月から翌年3月までのスポーツ傷害保険に加入する。加入対象者は、選手、球団役員、コーチ、父母会役員（2名程度）を原則とする。途中入部者の加入はその都度、学年責任者が取りまとめ、会計へ速やかに報告し加入手続きを行う。

傷害保険は球団活動全般の適用となるが、故意の器物破損や良識に反する行為の場合は適用除外となる。

## 第10章 球団活動

球団の主な活動は以下の通りとする。各チームの年間活動スケジュールは監督もしくは学年責任者が作成し各チーム（選手、指導者、父母会）へ説明を行う。

(1) 町田市少年野球大会（春季、秋季、中学新人戦）、及びその上位大会への参加

(2) その他連盟の大会への参加

- ・ 関東団地野球連盟（朝日杯・読売杯・支部大会）の大会
- ・ 東京三多摩少年野球連盟の大会
- ・ 町田市団地野球連盟の大会
- ・ 忠生支部の大会

※その他の新たな大会への参加については、役員会議で協議のうえ、参加可否を決定する。

(3) 夏季合宿

(4) 球団納会及び卒部・卒団式

(5) 球団が企画するイベント

(6) 新入団募集活動（勧誘活動、体験練習）

(7) 野球教室への参加

(8) 地域のイベントへの参加



## 第 1 1 章 選手心得

- (1) あいさつは、立ち止まって脱帽し大きな声で行う。
- (2) グラウンド内では大きな声でプレーし、走って行動する。
- (3) グラウンドを使えることに感謝し、グラウンド作り、整備は必ず選手が行う。
- (4) 用具は自分の身体の一部だと思い、用具の手入れは欠かさず大切にする。
- (5) 用具や荷物は整理整頓し、きれいに並べる。
- (6) 仲間への思いやりを大切にする。その中からチームワークが生まれる。
- (7) 苦手なことにチャレンジし、つらいことにも立ち向かうこと。チャレンジなしでは成長がない。
- (8) 身体の故障は事前に必ず監督もしくは学年責任者へ報告すること。
- (9) 感謝の気持ちを持つこと。野球ができるのも周りの人々の支えがあるからである。
- (10) 日常の五心を忘れずに大切にする。
  - ・「はい」という素直な心
  - ・「すみません」という反省の心
  - ・「私がします」という奉仕の心
  - ・「おかげさま」という謙虚な心
  - ・「ありがとう」という感謝の心
- (11) ユニフォームや髪型の身だしなみを整えること。
- (12) 学業との両立を図ること。
- (13) 10分前行動を心がけること。
- (14) 選手は練習グラウンド以外でバットを振ったり、キャッチボールをする時は保護者等了解のもとに行うなど細心の注意を払うこと。

## 第 1 2 章 指導者心得

「藤の台オリオールズ少年野球クラブ」の指導者とは、野球という競技上のルール、技術等を伝えるだけでなく、選手たちの心と身体を育てる認識を常に持ち得る者をいい、またその到達点である「最高峰」へ導く責を負うものとしての育成者を言う。

- (1) 指導者は、選手への心身の健康を第一優先に考え、その健康を阻害するような練習や試合の起用にならぬように配慮すること。
- (2) 選手へは準備運動、クールダウンをしっかりと行わせること。練習中、試合中の水分補給についても十分に行わせること。
- (3) 指導者は、つねに選手への平等な扱いを心掛けること。
- (4) 指導者は、野球のルールや技術、体力の向上を教え伝え計るだけでなく、時間を守るや挨拶などの礼儀及び感謝の心を育むような育成にも心掛けること。

- (5) 指導者は、練習時において各指導者による指導方法や指示で選手達が混乱しないよう、事前に指導内容を定期的に話し合うこと。
- (6) 指導者は、指導者内や保護者とよく意見交換・説明などを行い、意思疎通及び風通しをよくすること。
- (7) 指導者は、練習中においても選手に対して怒る気持ちでなく、叱り導く意識で取り組むこと。また、褒めて育てることの効果も意識して指導に取り組むこと。
- (8) 指導者は、公式試合前及び試合中は選手に対する叱責はとくに慎み、選手たちの試合への緊張や不安を取り除き、楽しく試合に臨めるよう心掛けること。
- (9) 指導者は、すでに能力のある選手だけに捉われず、潜在的な能力を秘めた選手の発掘にも尽力し、それらにも均等な機会を与えること。
- (10) 指導者は、野球がスポーツであり、その能力は選手個人の一部であることを失念しないよう、選手をその結果ですべてを評価しないように注意すること。
- (11) 指導者は、選手同士のいじめに対し気を配ること。
- (12) 指導者は、試合に勝てば選手の手柄、負ければ指導者の責任だといく気持ちで常に試合に臨むこと。
- (13) 指導者は、最終学年の「常勝」へ標準を合わせ、そこで参加するすべての大会で「最高峰」に到達できる事を目標に取り組むこと。
- (14) 指導者は、野球は「楽しめるスポーツ」だという認識を根底に持ち、選手達へそれを伝える「野球の伝導者」だという気持ちで取り組むこと。

## 第13章 その他

(慶弔規定)

- 第1条 会員及びその家族の慶弔に関しては、役員会の議、あるいは代表判断でこれを行うこととするが、基本的には、以下とする。  
球団所属の本人（選手、指導者、球団役員）の香典1万円、花代1万円

(見舞い)

- 第2条 会員及びその家族の災害・病気に対する見舞に関しては、役員会の議、あるいは代表判断でこれを行うこととする。

(その他)

- 第3条 上記に定めが無い場合は、代表が必要な会議を招集して決定する。

## 附則

本会則は、平成26年1月12日から実施する。

以上